

警戒レベル：第2段階における実施内容について(令和2年7月28日決定)

1. 警戒レベルについて

○ 警戒レベルを判断する7つの指標については、①入院患者数62人、②病床利用率53.4%、④直近1週間の新規感染者数57人については、第3段階のレベルに達しているが、⑤感染経路不明な症例の割合35.1%、⑥新規PCR検査の陽性率2.3%については第2段階、③重症病床利用率1.7%、⑦入院1週間以内の重症化率2.6%については、第1段階の範囲に留まっている(7月27日時点の数値)。

○ 居住地別で考えると、那覇市が45%、沖縄市、うるま市、宜野湾市を含む中部保健所管内が35%となっており、これらの地域での発生が約8割を占めているが、北部、宮古、八重山では認められていないことから、県全体の流行ではなく、地域的な流行がはじまっており、中南部については市中感染が懸念される状況である。

○ また、7月に入ってから感染者については、30代以下が全体の6割以上と若い世代に感染が広がっている。また、重症者は2名にとどまり、無症状や軽症者が多いという特徴がみられる。

○ 感染経路としては、接待を伴う飲食店など夜の繁華街での感染が目立つようになってきているため、県としては、クラスターの発生等、特に感染が拡大している地域に対して、入院医療提供体制の整備や軽症者療養のための宿泊施設の確保等の対策に集中的に取り組んでいく。

○ 以上の状況より総合的に勘案して、現在の県全体としての警戒レベルは、第2段階にあるものと考えている。

2. 各項目の実施内容について

No	区分	実施内容
	緊急事態宣言	中南部地域の状況を注視し、積極的な疫学調査や、必要に応じて集中的なPCR検査の実施などの対策を取りつつ、県全体の状況を勘案し、緊急事態宣言の必要性を検討する
1	外出自粛	<p>(1) 発熱や風邪の症状があるまま活動し感染させる事例が発生している。症状のある方は、外出を控えて自宅療養や健康観察を行い、コールセンタへの相談を行うよう協力を求める</p> <p>(2) 県民・来訪者に対して、「新しい生活様式」の徹底(密閉・密接・密集を避けた行動、感染予防策の徹底、うがい・手洗い・ソーシャルディスタンス、接触確認アプリの活用等)を求める</p> <p>(3) 県民に対して、感染が拡大している地域からの来訪者との長時間の会食や同行等については、健康管理の徹底や、3密の恐れがある施設の回避など、慎重な行動と感染予防の徹底を求める</p> <p>(4) 県民・来訪者に対して、各事業所を利用する際、その事業所や店舗が、ガイドラインに沿った対応をしているかを確認した上での利用を求める</p> <p>(5) 夜の繁華街、特に那覇市の松山地域での感染が目立ってきていることから、利用する店舗が3密対策を取っているか、ガイドラインの運用徹底を行っているかを確認するなど、慎重な対応を求める</p> <p>(6) 若年層への感染が増えてきており、そこから高齢者等へ感染する恐れがあることから、若年層や家庭内感染の予防策の徹底を求める</p> <p>※感染が拡大している地域(直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数:2.5人)</p> <p>17都府県：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県(7月27日時点 県独自調査)</p>

No	区分	実施内容
2	渡航自粛： 離島	離島市町村（18市町村）に対し、感染拡大を踏まえた各離島への渡航に係る対応等を確認中
3	渡航自粛： 県外	<p>(1) 県民・来訪者に対して、感染が拡大している地域との往来は、健康管理に十分留意し、各地域の感染情報も確認の上、クラスターが発生している場所や地域、3密の恐れがある施設に行くことを避けるなど、慎重な行動を心がけ、感染予防の徹底を求める</p> <p>(2) 特に感染が拡大している東京都への不要不急な往来は、慎重な検討を求める</p> <p>(3) 防疫体制については、空港でのPCR検査、抗原検査も含めて、実務者会議での課題を整理してTACOの防疫体制の更なる拡充を図る</p> <p>(4) 接触確認アプリ「COCOA」や、沖縄県のLINE公式アカウントの利用を促進し、コロナに関する情報提供等を行う</p> <p>※感染が拡大している地域(直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数:2.5人) 17都府県：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県(7月27日時点 県独自調査)</p>
4	休業要請	<p>(1) 事業者に対して、各業界団体等が示した感染予防ガイドラインの遵守と、店舗入口等への掲示を求める</p> <p>(2) 感染防止対策に自ら取り組む事業者に対して「感染防止徹底宣言ステッカー（仮称）」を発行し、店舗等で掲示することで、県民や来訪者が安心して利用できる施設であることを周知する取組を早急に進める</p> <p>(3) 県民・来訪者に対して、各事業所を利用する際、その事業所や店舗のガイドラインに沿った対応をしているかを確認した上での利用を求める</p> <p>(4) 夜の繁華街での感染が目立ってきていることから、適切な感染予防ガイドラインの遵守の徹底を求める</p>
5	イベントの開催	<p>(1) 現在、5,000人までの規模のイベント開催を上限としているが、規模要件の緩和時期を8月1日から9月1日へ延期(7月24日決定)</p> <p>(2) 全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、慎重に対応する</p> <p>(3) 民間事業者に対して、国の指針や県策定のガイドラインも参考にしながら、感染予防対策を徹底したうえで、イベント等を実施するよう求める</p>
6	学校	<p>(1) 県立学校の対応</p> <p>①分散登校を実施する場合は以下のとおり対応する</p> <p>ア オンラインシステムツールを活用した遠隔授業を含む学習支援の実施</p> <p>イ 「密集」を回避するため、児童生徒の間隔を可能な限り2m（最低1m）確保するよう座席を配置</p> <p>ウ 健康観察においては、児童生徒の朝晩の検温・体調確認に加え、同居の家族等に同様の症状がないかも確認する。なお、出席停止においては、児童生徒に症状がない場合でも、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる者（同居の家族に症状がなくなれば登校は可能）も対象となる</p> <p>エ 体育授業においては、近距離で組み合ったり、接触したりする活動はリスクが高いことから慎重に検討する</p> <p>オ 部活動においては可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から段階的に実施</p> <p>②上記①以外の学校は通常どおりの教育活動</p>

No	区分	実施内容
		<p>(2) 市町村立学校への取組</p> <p>市町村においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく</p> <p>小中学校における「学びの保障」については、文部科学省通知を各学校に周知し、学び残しが生じないように、教育課程の再編成や指導の重点化等を促すとともに、引き続き遠隔授業を含む学習支援の環境整備を促進する</p>
7	医療提供体制	<p>(1) 病床確保計画に基づき、病床数や宿泊療養施設部屋数を確保する</p> <p>(2) 病床数については、患者推計に基づく最大入院患者数200人の収容に向け、感染段階毎の病床数確保を医療機関に要請し、入院調整を実施する</p> <p>(3) 軽症者用の宿泊療養施設については、8月1日に那覇市内に60床の運用開始を予定しており、その後も中部地域などへの開設に向け調整を進める</p>
8	医療施策	<p>(1) 医療コーディネーターチームについては、オンコール体制により活動をしてたが、常駐体制の下での活動に移行</p> <p>(2) 北部地区、浦添市で運営中の検体採取センターに加え、8月上旬には中部地区でセンターの運営を開始する</p> <p>(3) 検査協力医療機関(一般の病院・診療所)による検査を開始する</p> <p>(4) クラスターの発生が疑われる地域や集団等における集中検査の実施</p>
9	高齢者・障害者施設等	感染防止策を徹底した上で、事業を継続する
10	保育所・放課後児童クラブ	感染防止対策を講じた上で、通常どおりの保育等を提供する
11	県立図書館	<p>(1) 来館者に対し、手指消毒、マスクの着用、3密回避の注意喚起を継続するとともに、感染防止対策をより徹底して行う</p> <p>(2) 今後、感染状況及び県の方針等に応じて座席数や滞在時間等のサービスの一部制限について対応を検討する</p>
12	博物館・美術館	<p>(1) 作成したガイドラインに基づく予防対策を徹底する</p> <p>(2) 一部施設(ふれあい体験室、情報センター)を当面の間休室する</p> <p>(3) ワークショップ等の一部催事を中止する</p> <p>(4) 出入口をメインエントランスの一箇所のみとする</p> <p>(5) メインエントランスにサーモグラフィカメラを設置する予定(7月末設置予定)。カメラが設置されるまでの間、非接触式体温計による検温を実施する</p>
13	美ら海水族館	現時点では休館せず、感染症防止対策にこれまで通り万全を期していくとともに、必要に応じて入館者数制限等の対応を行う
14	首里城公園	現時点では休業せず、感染症防止対策にこれまで通り万全を期していくとともに、必要に応じて入場者数制限等の対応を行う
15	県営8公園施設	県営8公園施設については、指定管理者や関係団体等と調整の上、施設の運営について検討中

No	区分	実施内容
16	沖縄コンベンションセンター	(1) 開催準備を進めている催事については、各種ガイドラインに沿って、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底するとともに、主催者及び参加者への周知徹底を図りながら実施する (2) 今後予定されている催事については、上記に加え、必要に応じて、催事主催者への延期、規模の縮小等の調整も検討するなどし、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努める
17	離島空港・離島港湾	渡航自粛等の状況に応じ、関係団体等と調整の上、施設の運営について検討する

※1 在沖米軍における新型コロナウイルス感染症防止策の徹底及び積極的な情報開示について、要請を行う

※2 第2段階の実施期間中、感染状況等により必要性が生じた場合は、各項目の実施内容を変更する場合がある